



発行 新潟県

号外 1

平成29年3月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 1 新潟県手数料条例の一部を改正する条例(財政課)
- 2 新潟県市町村立学校職員定数条例及び新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(人事課)
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(人事課)
- 4 新潟県情報公開条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 5 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例(法務文書課)
- 6 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(情報政策課)
- 7 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 8 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 9 新潟県県税条例及び新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(税務課)
- 10 新潟県防災会議条例の一部を改正する条例(防災企画課)
- 11 新潟県国民健康保険運営協議会条例(国保・福祉指導課)
- 12 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(基幹病院整備室)
- 13 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医師・看護職員確保対策課)
- 14 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(障害福祉課)
- 15 新潟県点字図書館条例の一部を改正する条例(障害福祉課)
- 16 新潟県安心子ども基金条例の一部を改正する条例(児童家庭課)
- 17 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例(産業振興課)
- 18 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(産業振興課)
- 19 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(産業立地課)
- 20 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(職業能力開発課)
- 21 新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例(都市政策課)
- 22 義務教育学校の設置のための関係条例の整理に関する条例(義務教育課)
- 23 新潟県給付型奨学金基金条例(高等学校教育課)
- 24 新潟県立学校条例の一部を改正する条例(高等学校教育課)
- 25 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例(警務課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例(新潟県条例第1号)

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料の新設
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請等に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県市町村立学校職員定数条例及び新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例(新潟県条例第2号)

- 1 学校職員の定数の改正
県費負担教職員の給与負担等が、県から新潟市に移譲されることに伴い、学校職員の定数を改正することとしました。(第1条関係)
- 2 警察官の定員の改正
警察活動の強化を図るため、警察官の定員等を改正することとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第7号)

- 1 法人の県民税(法人税割)の税率の特例措置を講ずる期間の延長
法人の県民税(法人税割)の税率について、100分の3.2とするとところを一定の要件を満たす法人等を除き100分の4とする特例措置を講ずる期間を、平成34年3月31日まで延長することとしました。(第1条関係)
- 2 法人の県民税(法人税割)に関する規定の整備
平成28年度税制改正等に伴い、1の期間のうち、平成31年10月1日以降に開始する事業年度分の特例措置による税率について、100分の1とするとところを一定の要件を満たす法人等を除き100分の1.8とすることとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第8号)

- 1 自動車税に関する規定の整備等
平成28年度税制改正に伴い、自動車税の税率の特例に関する規定の整備等を行うこととしました。(第1条関係)
- 2 自動車取得税及び自動車税に関する規定の整備
平成28年度税制改正等に伴い、自動車取得税の廃止及び自動車税の環境性能割の創設に関する規定の整備を行うこととしました。(第2条～第4条関係)
- 3 法人の県民税及び事業税に関する規定の整備
平成28年度税制改正等に伴い、法人の県民税(法人税割)の税率の改正及び税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例に関する規定の削除を行うこととしました。(第2条関係)
- 4 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例及び新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例(新潟県条例第9号)

- 1 自動車税に関する規定の整備
平成29年度税制改正に伴い、自動車税の税率の特例に関する規定の整備を行うこととしました。(第1条及び第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県防災会議条例の一部を改正する条例(新潟県条例第10号)

- 1 委員定数の見直し
指定地方公共機関の役員等及び学識経験者等のうちから任命される委員の定数を、それぞれ3名及び2名増加することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県国民健康保険運営協議会条例(新潟県条例第11号)

1 運営協議会の設置

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の規定に基づき、県が定める都道府県国民健康保険運営方針その他の重要事項を審議させるため、新潟県国民健康保険運営協議会を置くこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第12号）

1 新潟県立燕労災病院の設置等

新潟県立県央基幹病院の整備に当たり、再編対象病院である燕労災病院について、県が移譲を受けて設置し、新潟県基幹病院事業として実施するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新潟県条例第14号）

1 基準省令の改正に伴う規定の整備

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める省令の改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準について、所要の規定を整備することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県点字図書館条例の一部を改正する条例（新潟県条例第15号）

1 名称変更

新潟県点字図書館を新潟県視覚障害者情報センターに名称変更することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例（新潟県条例第16号）

1 基金の設置期間の延長

保育サービス等の充実を図るとともに、地域における子育て支援、ひとり親家庭等への支援及び社会的養護の充実を図り、子どもを安心して育てることができるような体制の整備を行うため、新潟県安心こども基金の設置期間を延長することとしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第17号）

1 エックス線CT試験に係る手数料の新設

マイクロフォーカスX線CT装置の設置に伴い、当該機器を使用するエックス線CT試験の依頼に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第18号）

1 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成29年 3 月31日から平成30年 3 月31日に見直すこととしました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

1 県税の特例措置の見直し

一定の要件を満たした事業用家屋に係る法人県民税及び事業税の不均一の課税並びに事業用家屋及び事業用

地の取得に対して課する不動産取得税の課税の免除の期間の延長等の見直しをすることとしました。

2 失効規定の見直し

条例の失効日を、平成29年3月31日から平成32年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例(新潟県条例第20号)

1 寄宿料の改正

寄宿料について、積算根拠の見直しに伴い、その額を引き下げることとしました。(第18条関係)

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例(新潟県条例第21号)

1 広告物等の点検の義務

広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者に対し、広告物等の点検を義務付けることとしました。(第18条の2関係)

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県給付型奨学金基金条例(新潟県条例第23号)

1 基金の設置

意欲と能力のある者が、経済的理由によって大学等への進学を断念することがないように、給付型の奨学金を給付するため、新潟県給付型奨学金基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例(新潟県条例第25号)

1 警察署の名称、位置及び管轄区域並びに警察署協議会の名称の改正

新潟市東区を管轄する警察署の新設及び胎内警察署の新発田警察署への統合に伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域並びに警察署協議会の名称を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成29年9月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県市町村立学校職員定数条例及び新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- (4) 新潟県情報公開条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県県税条例及び新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県防災会議条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県国民健康保険運営協議会条例
- (12) 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- (13) 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (15) 新潟県点字図書館条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (19) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (21) 新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- (22) 義務教育学校の設置のための関係条例の整理に関する条例
- (23) 新潟県給付型奨学金基金条例
- (24) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例
- (25) 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

平成29年 3 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県条例第1号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係） （1）～（5）（略） （6）土木部関係					別表（第3条関係） （1）～（5）（略） （6）土木部関係				
	対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額
(略)					(略)				
23	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに	(略)	(略)	(略)	23	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第15号ハ若しくは第62条の3第4項第15号ハに	(略)	(略)	(略)

	規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査								
24	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 若しくは <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給	(略)	(略)	(略)	24	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 若しくは <u>第62条の3第4項第16号ニ</u> に規定する住宅の新築が優良な住宅の供給	(略)	(略)	(略)

	に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
(略)				
40	(略)	(略)	(略)	(略)
40	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 標準入力法等による基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、41の項及び43の項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準をいう。43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合 ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 336,700円(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途(以下この項から40の4の項までにおいて「建築基準法上の用途」という。)が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯

	に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査			
(略)				
40	(略)	(略)	(略)	(略)
40	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 標準入力法等による基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、41の項及び43の項において「基準省令」という。)第1条第1項第1号イの基準をいう。43の項において同じ。)に適合するかどうかの判定を行う場合 ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 336,700円(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途(以下この項から40の4の項までにおいて「建築基準法上の用途」という。)が工場(自動車修理工場を含む。)、危険物の貯

	蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫業を営む倉庫、倉庫業を営まない倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（以下「工場等」という。）の場合にあつては、47,600円)
イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 476,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、99,900円)
ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1件につき 584,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、143,300円)
エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 689,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、174,900円)
オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 785,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、214,100円)
(2) モデル建物法による	

基準（基準省令第1条第1項第1号口の基準をいう。43の項において同じ。）に適合するかどうかの判定を行う場合	
ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 139,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、42,800円）
イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 219,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、94,000円）
ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1件につき 283,700円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、136,800円）
エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	1件につき 339,000円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、167,700円）
オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 396,200円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、205,800円）

40	建築物の	計画変	(1) 床面積の増加をしよ
----	------	-----	---------------

<p>の 3</p>	<p>エネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>うとする場合 ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>イ モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p>	<p>増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(1)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、211,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、29,700円）とする。</p> <p>増加をしようとする床面積に応じて40の2の項の(2)と同じ方法で算出した額とする。ただし、その床面積が300平方メートル未満のときは、86,800円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、26,200円）とする。</p>	
			<p>(2) その他の場合 ア 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>(ア) 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(イ) 床面積が2,000平</p>	<p>1件につき 168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）</p> <p>1件につき</p>	

方メートル以上 5,000平方メートル 未満のとき。	238,300円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 50,000円）
(ウ) 床面積が5,000平 方メートル以上 10,000平方メート ル未満のとき。	1件につき 292,400円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 71,700円）
(エ) 床面積が10,000 平方メートル以上 25,000平方メート ル未満のとき。	1件につき 344,700円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 87,500円）
(オ) 床面積が25,000 平方メートル以上 のとき。	1件につき 392,600円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 107,100円）
イ モデル建物法によ る基準に適合するか どうかの判定を行う 場合	
(7) 床面積が300平方 メートル以上2,000 平方メートル未満 のとき。	1件につき 69,600円（建築基準法 上の用途が工場等の場 合にあつては、21,400 円）
(イ) 床面積が2,000平 方メートル以上 5,000平方メート ル未満のとき。	1件につき 109,800円（建築基準 法上の用途が工場等の 場合にあつては、 47,000円）

			<p>(ウ) 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(エ) 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。</p> <p>(オ) 床面積が25,000平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 141,900円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円）</p> <p>1件につき 169,500円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、83,900円）</p> <p>1件につき 198,100円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、102,900円）</p>
40 の 4	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画	軽微変更該当証明書交付手数料	<p>(1) 標準入力法等による基準に適合するかどうかの判定を行う場合</p> <p>ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。</p> <p>イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。</p> <p>ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。</p>	<p>1件につき 168,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、23,800円）</p> <p>1件につき 238,300円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、50,000円）</p> <p>1件につき 292,400円（建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、</p>

の軽微な
変更に関
する証明
書の交付

エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	71,700円) 1件につき 344,700円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、87,500円)
オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	1件につき 392,600円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、107,100円)
(2) モデル建物法による基準に適合するかどうかの判定を行う場合	
ア 床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	1件につき 69,600円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、21,400円)
イ 床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	1件につき 109,800円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、47,000円)
ウ 床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	1件につき 141,900円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、68,400円)
エ 床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル	1件につき 169,500円(建築基準法上の用途が工場等の

			未満のとき。 オ 床面積が25,000平方メートル以上のとき。	場合にあつては、 83,900円) 1件につき 198,100円(建築基準法上の用途が工場等の場合にあつては、102,900円)				
41	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) (略) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準入力法等による基準(基準省令第10条第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額	41	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額を合算した額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) (略) (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下「非住宅部分」という。)で標準入力法等による基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び43の項において「基準省令」という。))第8条

				<p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準(基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p>				<p>第1号ロ(1)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準(基準省令第8条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p>
(略)								
43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準</p>				<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準(基準省令第1条第1項第1号イの基準をいう。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準</p>

				<p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 非住宅部分でモデル建物法による基準(基準省令第10条第1号ロ(2)の基準をいう。42の項において同じ。)に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p>				
(略)								
43	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料		<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非住宅部分で標準入力法等による基準に適合するかどうかの審査を行うものについては、次に掲げる額</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4) 非住宅部分でモデル建物法による基準</p>				

旨の認定 の申請に 対する審 査			に適合するかどうか の審査を行うもの については、次に掲げ る額 ア～カ (略)	旨の認定 の申請に 対する審 査			<u>(基準省令第1条第 1項第1号ロの基準 をいう。)</u> に適合する かどうかの審査を行 うものについては、 次に掲げる額 ア～カ (略)
(6)の2～(9) (略)				(6)の2～(9) (略)			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第 2 号

新潟県市町村立学校職員定数条例及び新潟県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村立学校職員定数条例 (昭和27年新潟県条例第 8 号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第 2 条 職員の定数は、 <u>9,960人</u> とする。	第 2 条 職員の定数は、 <u>14,700人</u> とする。

(新潟県地方警察職員定員条例の一部改正)

第 2 条 新潟県地方警察職員定員条例 (昭和29年新潟県条例第24号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(職員の定員)	(職員の定員)
第 2 条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。	第 2 条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。
警 察 官 <u>4,141人</u>	警 察 官 <u>4,122人</u>
警察官以外の職員 638人	警察官以外の職員 638人
合 計 <u>4,779人</u>	合 計 <u>4,760人</u>
2 前項の警察官の定員のうち、警視については <u>133人</u> 、警部については <u>285人</u> 、警部補 (巡査部長を含む。)については <u>2,443人</u> とする。	2 前項の警察官の定員のうち、警視については <u>132人</u> 、警部については <u>284人</u> 、警部補 (巡査部長を含む。)については <u>2,432人</u> とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

新潟県条例第 3 号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年新潟県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下この条において「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第 2 条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者)</p> <p>第 2 条の 2 <u>育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 6 条の 4 に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 に規定する里親であつて養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。</u></p> <p>第 2 条の 3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第 3 条 <u>育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>死亡した場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p> <p>(2) <u>育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこ</u></p>	<p>第 2 条 (略)</p> <p>第 2 条の 2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第 3 条 <u>育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u></p> <p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>

と。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

(部分休業の承認)

第26条 (略)

2 一般職員勤務時間条例第15条若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(女性職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合に承認されるものに限る。)、一般職員勤務時間条例第16条の2第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(部分休業の承認)

第26条 (略)

2 一般職員勤務時間条例第15条若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第14条の規定による特別休暇(女性職員が生後満1年に達しない生児を育てる場合に承認されるものに限る。)又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

<p>1 日につき 2 時間から当該特別休暇、当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	
--	--

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)</p> <p>第 9 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</u></p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について24時間、1 年について150 時間を超えて、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第 3 項</u>において同じ。）をさせてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)</p> <p>第 9 条の 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1 月について24時間、1 年について150 時間を超えて、前条第 2 項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。<u>第 4 項</u>において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 <u>前 2 項の規定は、第16条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について</u></p>

3 (略)

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 (略)

(休暇の種類)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(組合休暇)

第17条 (略)

2 第16条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 (略)

(組合休暇)

第17条 (略)

2 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）の一部を次のように

改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)</p> <p>第8条の2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第3項において同じ。)をさせてはならない。</p>	<p>(育児等を行う職員の深夜勤務等の制限)</p> <p>第8条の2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 市町村教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第4項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 <u>前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で</u></p>

3 (略)

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を保育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあり、及び前項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届

定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育する」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 (略)

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしない

出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市町村教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、市町村立学校職員の給与に関する条例第16条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を控除する。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

(組合休暇)

第16条 (略)

2 第15条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、市町村教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、1親等の親族その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 介護休暇については、市町村立学校職員の給与に関する条例第16条の2の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給料額を控除する。

(組合休暇)

第16条 (略)

2 前条第3項の規定は、組合休暇について準用する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇の承認)

第17条 病気休暇、特別休暇(人事委員会規則で定めるものを除く。)、介護休暇及び組合休暇については、人事委員会規則の定めるところにより、市町村教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 第2条の規定による改正前の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第2条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
 - 3 第3条の規定による改正前の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、市町村教育委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
 - 4 施行日から平成29年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条の2第1項及び第3条の規定による改正後の市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第1項中「に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
(人事委員会規則への委任)
 - 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
-

新潟県条例第4号

新潟県情報公開条例の一部を改正する条例

新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(部分公開)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 公開請求に係る行政文書に前条第2号の情報（<u>特定の個人を識別することができるものに限る。</u>）が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(審査会の設置等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 <u>審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(行政文書の公開義務)</p> <p>第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア～ウ (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">(部分公開)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 公開請求に係る行政文書に前条第2号の情報（<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。</u>）が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">(審査会の設置等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p>

附 則

この条例は、新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第5号）の施行の日から施行する。ただし、第19条に1項を加える改正は、公布の日から施行する。

新潟県条例第5号

新潟県個人情報保護条例の一部を改正する条例

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、号及び号の細目（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、号及び号の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(1)の2 <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下この項及び第57条において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人にあつては、役員を含む。以下この項及び第57条において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p>

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(7) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第40条 (略)

第41条及び第42条 削除

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ (略)

(4)～(7) (略)

(部分開示)

第18条 (略)

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第40条 (略)

(事業者に対する措置)

第41条 知事は、前条の処理のために必要があると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度において、事業者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、前項に規定する説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対して、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

3 知事は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いが改善され

<p>(審議手続の非公開)</p> <p>第47条 第37条第1項の規定により審査会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、第3章及び第7章の規定を適用しないこととされる保有個人情報のほか、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定を適用しないこととされる保有個人情報については、適用しない。</p>	<p>ていないと認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して、その取扱いを是正するよう勧告することができる。</p> <p>4 知事は、第1項の規定により説明若しくは資料の提出を求められた事業者が正当な理由がなく説明若しくは資料の提出をしなかったとき、又は前項の規定による勧告を受けた事業者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実に関する情報を県民に提供することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対して、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第42条 事業者のうち次の各号に掲げるものについては、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前条の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関 (報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的</p> <p>(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的</p> <p>(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的</p> <p>(4) 宗教団体 宗教活動 (これに付随する活動を含む。)の用に供する目的</p> <p>(5) 政治団体 政治活動 (これに付随する活動を含む。)の用に供する目的</p> <p>2 前項第1号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること (これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。)をいう。</p> <p>(審議手続の非公開)</p> <p>第47条 第37条第1項並びに第41条第3項及び第4項の規定により審査会の権限に属させられた事項の審議の手続は、公開しない。</p> <p>(他の法令等との調整等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第3章の規定は、第1項の規定により第2章、第3章及び第7章の規定を適用しないこととされる保有個人情報のほか、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第4章の規定を適用しないこととされる保有個人情報については、適用しない。</p>
---	---

附 則

この条例は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある

経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行の日から施行する。ただし、第41条、第42条及び第47条の改正は、平成29年 5月30日から施行する。

新潟県条例第6号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)
<p>第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第4条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成29年 5月30日から施行する。

新潟県条例第7号

法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（法人税割の税率の特例）</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>	<p>（法人税割の税率の特例）</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成29年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成29年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>

第2条 法人の県民税の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（法人税割の税率の特例）</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の1.8</u>とする。</p> <p>（中小法人等に対する不均一課税）</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除き、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第6項において法人とみなされるものを含む。）であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>1.8分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～5 （略）</p>	<p>（法人税割の税率の特例）</p> <p>第2条 昭和50年8月1日から平成34年3月31日までの間に開始する各事業年度分の法人税割及び平成34年3月31日までの間に開始する各連結事業年度（法人税法（昭和40年法律第34号）第15条の2に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人税割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、<u>100分の4</u>とする。</p> <p>（中小法人等に対する不均一課税）</p> <p>第3条 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除き、地方税法（昭和25年法律第226号）第24条第6項において法人とみなされるものを含む。）であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（地方税法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に<u>4分の0.8</u>を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p> <p>2～5 （略）</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に

開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

新潟県条例第 8 号

新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第 1 条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業又は貿易保険業</u>とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u>を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額 (略)</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業、<u>保険業及び貿易保険業</u> 各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として</p>	<p style="text-align: center;">(法人の課税標準の区分経理)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業<u>又は保険業</u>とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u>を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u>に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u>を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額 (略)</p> <p>(2) 電気供給業、ガス供給業<u>及び保険業</u> 各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として</p>

の法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 (略)

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額
(略)

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回

の法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税（平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税（以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。）に限る。）の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)～(3) (略)

2 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 (略)

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額
(略)

(2) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回

収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成28年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

2 次に掲げる自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1)～(3) (略)

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定め

<p>(5) (略)</p> <p>3 エネルギー消費効率が<u>基準エネルギー消費効率</u>であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>るもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が同年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号(以下この条において「移動款等」という。)に対応する同表の改正後の欄中款、条、項及び号の表示に下線が引かれた款、条、項及び号(以下この条において「移動後款等」という。)が存在する場合には当該移動款等を当該移動後款等とし、移動款等に対応する移動後款等が存在しない場合には当該移動款等(以下この条において「削除款等」という。)を削り、移動後款等に対応する移動款等が存在しない場合には当該移動後款等(以下この条において「追加款等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除款等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(款、条、項及び号の表示並びに追加款等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 普通税	第2章 普通税
第1節～第5節 (略)	第1節～第5節 (略)
第5節の2 <u>削除</u>	第5節の2 <u>自動車取得税(第56条の2－第56条の7)</u>
第5節の3 (略)	第5節の3 (略)
第6節 自動車税	第6節 自動車税(第57条－第74条)
第1款 <u>通則(第57条)</u>	
第2款 <u>環境性能割(第58条－第63条)</u>	
第3款 <u>種別割(第64条－第74条の3)</u>	
第7節・第8節 (略)	第7節・第8節 (略)
第3章～第5章 (略)	第3章～第5章 (略)
附則	附則
(県税として課する税目)	(県税として課する税目)
第4条 県税普通税として、次に掲げるものを課す	第4条 県税普通税として、次に掲げるものを課す

る。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 (略)

(課税地)

第 8 条 (略)

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1) 普通徴収に係る徴収金（第 7 号に掲げる徴収金を除く。）賦課すべき日における課税客体の所在地

(2) (略)

(3) 申告納入に係る徴収金（第 5 号に掲げる徴収金を除く。）特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地

(4) (略)

(5) (略)

(6) 法第162条第 1 項（環境性能割の納付の方法）に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車税の環境性能割に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

(7) 普通徴収による自動車税の種別割に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者（法第146条第 3 項（自動車税の納税義務者等）に規定する使用者にあつては、当該使用者）の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

3 (略)

(災害等による期限の延長)

第 9 条 (略)

2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすることができないと認める場合には、同項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から、第 1 号に掲げるものについては 4 月以内、第 2 号に掲げるものについては 1 月以内に限り、期日を指定し

る。

(1)～(6) (略)

(7) 自動車取得税

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

2 (略)

(課税地)

第 8 条 (略)

2 前項の課税地は、次の各号に掲げる徴収金の区分に応じ当該各号に掲げるところとする。

(1) 普通徴収に係る徴収金（第 5 号に掲げる徴収金を除く。）賦課すべき日における課税客体の所在地

(2) (略)

(3) 申告納入に係る徴収金（第 7 号に掲げる徴収金を除く。）特別徴収すべき県税に係る店舗又は施設等の場所の所在地

(4) (略)

(5) 法第124条第 1 項（自動車取得税の納付の方法）に規定する証紙による徴収以外の現金により徴収する自動車取得税に係る徴収金 申告納付すべき日における納税義務者の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

(6) (略)

(7) 普通徴収による自動車税に係る徴収金 賦課すべき日における自動車の所有者（法第145条第 3 項（自動車税の納税義務者等）に規定する使用者にあつては、当該使用者）の住所（県内に住所を有しない場合にあつては、当該自動車の定置場）の所在地

3 (略)

(災害等による期限の延長)

第 9 条 (略)

2 知事は、災害その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすることができないと認める場合には、同項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から、第 1 号に掲げるものについては 4 月以内、第 2 号に掲げるものについては 1 月以内に限り、期日を指定し

て当該期限を延長することができる。

(1) 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税、固定資産税及び狩猟税

(2) (略)

3 (略)

(納税管理人の申告等)

第10条 県税（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税の種別割、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあっては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合）においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者（以下この項において「管内居住者等」という。）のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者（以下この項において「管外居住者等」という。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 法第20条の10（納税証明書の交付）の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭で

て当該期限を延長することができる。

(1) 法人の県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉦区税、固定資産税及び狩猟税

(2) (略)

3 (略)

(納税管理人の申告等)

第10条 県税（法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」という。）の県民税、事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税又は固定資産税に限る。次項において同じ。）の納税義務者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税義務者等」という。）は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合（法人の県民税にあっては、県内に事務所、事業所又は寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有しなくなった場合）においては、課税地を所管する地域振興局の所管区域内に住所等を有する者（以下この項において「管内居住者等」という。）のうちから納税管理人を定め、これに定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人申告書を知事に提出し、又は課税地を所管する地域振興局の所管区域外に住所等を有する者（以下この項において「管外居住者等」という。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内（外国法人が法の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるときは、当該事務所又は事業所を有しないこととなる日まで）に納税管理人承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。納税管理人を管内居住者等に変更した場合その他申告をした事項に異動を生じた場合においては、その変更若しくは異動を生じた日から10日以内にその旨を申告し、又は納税管理人を管外居住者等に変更しようとする場合その他承認を受けた事項に異動を生じた場合においては、その変更をする必要が生じた日若しくはその異動を生じた日から10日以内にその旨を申請して承認を受けなければならない。

2 (略)

(納税証明書の交付等)

第15条 法第20条の10（納税証明書の交付）の証明書の交付を請求する者は、別に知事が定める請求書を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる証明書の交付の請求については、口頭で

することができる。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税の種別割を滞納していないこと又は自動車税の種別割を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の1とする。

第5節の2 削除

第56条の2から第56条の7まで 削除

することができる。

(1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第2項（第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定によって返付を受けようとする自動車検査証に係る自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないこと又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることを証する証明書

(2) (略)

2～4 (略)

(法人税割の税率)

第22条 法人税割の税率は、100分の3.2とする。

第5節の2 自動車取得税

(自動車取得税の納付の方法)

第56条の2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合（当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書又は法第123条第2項（自動車取得税の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙をはってしなければならない。この場合には、当該自動車取得税額（当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

(証紙金額の表示等)

第56条の3 前条後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者（以下「証紙代金収納計器取扱者」という。）において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

(無効の表示)

第56条の4 証紙代金収納計器で表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、これを無効とする。

(証紙代金収納計器取扱者に対する質問、検査等)

第56条の5 知事は、証紙代金収納計器の使用状況に関する調査のために必要があると認めるときは、当該職員に、証紙代金収納計器の取扱場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は証紙代金収納計器、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(知事への委任)

第56条の6 証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

(自動車取得税の減免)

第56条の7 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

(1) 天災により、法第122条第1項各号(自動車取得税の申告納付)に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が滅失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得

(2) 天災により滅失し、又は損壊した自動車(前号の規定により減免を受けた自動車の取得に係る自動車を除く。)に代わるものと知事が認める自動車の取得(当該滅失又は損壊の日から別に知事が定める期間内の取得に限る。)

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(4) 日本赤十字社の救急自動車、へき地巡回診療車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

(5) 身体障害者(身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。)又は身体障害者等(身体障害者又は精神障害者(精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要と認めるもの

第6節 自動車税

第1款 通則

(非課税とする自動車の範囲)

第57条 法第148条第2項(国等に対する自動車税の非課税)の規定により非課税とする日本赤十字社が所有する自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(7) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得で知事が必要と認めるもの

2 前項の申請は、同項第1号に該当する場合にあっては事由発生の都度、同項第2号から第7号までに該当する場合にあっては法第122条第1項(自動車取得税の申告納付)の申告書を提出する際に、別に定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3 第1項第5号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

第6節 自動車税

(自動車税の課税免除)

第57条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第2号から第4号までの自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1) 商品であって使用しない自動車

(2) 消防専用自動車又は救急専用自動車

(3) 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車

(4) 公益のため直接専用する自動車に別知事が定めるもの

2 前項ただし書の規定によって知事の承認を受けようとする者は、その事由が発生した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号

(2) 申請の事由

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(非課税とする自動車の範囲)

第58条 法第146条第2項(自動車税の非課税の範囲)の規定により非課税とする日本赤十字社が所有する自動車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(5) (略)

第2款 環境性能割

(環境性能割の納付の方法)

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合(当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、法第160条第1項(環境性能割の申告納付)の規定による申告書又は法第161条第2項(環境性能割の修正申告納付)の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額(当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器(別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

(証紙金額の表示等)

第59条 前条後段の規定による証紙の額面金額に相当する金額の表示に関する事務は、新潟県収入証紙条例第5条第2項の証紙の売りさばき人で、知事の指定する者(以下「証紙代金収納計器取扱者」という。)において取り扱うものとする。

2 知事は、前項の規定により証紙代金収納計器取扱者を指定したときは、これを告示しなければならない。指定を取り消し、又は変更したときも同様とする。

(無効の表示)

第60条 証紙代金収納計器で表示された印影が著しく汚染し、又は損傷した場合は、これを無効とする。

(証紙代金収納計器取扱者に対する質問、検査等)

第61条 知事は、証紙代金収納計器の使用状況に関する調査のために必要があると認めるときは、当該職員に、証紙代金収納計器の取扱場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は証紙代金収納計器、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(知事への委任)

第62条 証紙代金収納計器の取扱いに関し必要な事項は、知事が定める。

(環境性能割の減免)

第63条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、環境性能割を減免する。

(1) 天災により、法第160条第1項各号（環境性能割の申告納付）に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が増失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得

(2) 天災により増失し、又は損壊した自動車（前号の規定により減免を受けた自動車の取得に係る自動車を除く。）に代わるものと知事が認める自動車の取得（当該増失又は損壊の日から別に知事が定める期間内の取得に限る。）

(3) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得

(4) 身体障害者（身体に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）又は身体障害者等（身体障害者又は精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得（当該身体障害者等が年齢18歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で知事が必要と認めるもの

(5) 構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得で知事が必要と認めるもの

(6) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得で知事が必要と認めるもの

2. 前項の申請は、同項第1号に該当する場合にあつては事由発生の都度、同項第2号から第6号までに該当する場合にあつては法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の申告書を提出する際に、別に定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3. 第1項第4号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

第3款 種別割

(種別割の課税免除)

第64条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第2号から第4号までの自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。

- (1) 商品であつて使用しない自動車
- (2) 消防専用自動車又は救急専用自動車
- (3) 私立学校が所有する自動車のうち専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- (4) 公益のため直接専用する自動車であつて別に知事が定めるもの

2 前項ただし書の規定によつて知事の承認を受けようとする者は、その事由が発生した日から7日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 自動車の種類、用途、車名、型式及び登録番号
- (2) 申請の事由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(略)			
(3) バス	一般乗合用バス	(略)	
	一般乗合用バス以外のバス	(略)	
(略)			

2 (略)

(種別割の税率の特例)

第66条 法第177条の7第3項(積雪地域の種別割の標準税率)に規定する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

- (1)～(4) (略)

2・3 (略)

(自動車税の税率)

第59条 自動車税の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあつては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(略)			
(3) バス	一般乗合用のもの	(略)	
	一般乗合用のもの以外のもの	(略)	
(略)			

2 (略)

(自動車税の税率の特例)

第60条 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、同条第1項の表及び第2項の表に掲げる税率に、10分の10から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

- (1)～(4) (略)

2・3 (略)

第67条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、第65条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(種別割の納期)

第68条 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した種別割で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(種別割の証紙徴収の方法)

第69条 種別割の納税者は、法第177条の11第3項(種別割の徴収の方法)の規定によって種別割を払い込むときは、当該自動車について新規登録の申請をした際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を次条の規定により提出すべき申告書に貼ってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 第59条から第62条までの規定は、前項後段の場合に準用する。

(種別割の賦課徴収に関する申告)

第70条 種別割の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に新規登録、道路運送車両法第12条第1項に規定する変更登録(以下「変更登録」という。)又は移転登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 自動車が第64条の規定の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。

(3) 法第146条第3項(自動車税の納税義務者等)の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に新規登録、変更登録又は移

第61条 次の各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、第59条及び前条第1項各号の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(自動車税の納期)

第62条 自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 (略)

3 賦課期日後に納税義務が発生した自動車税で、普通徴収の方法により徴収するものの納期は、納税通知書に定めるところによる。

(自動車税の証紙徴収の方法)

第63条 自動車税の納税者は、法第151条第3項(自動車税の徴収の方法)の規定によって自動車税を払い込むときは、当該自動車について道路運送車両法第7条の規定による登録の申請をした際に、新潟県収入証紙条例に定める証紙を第68条の規定により提出すべき申告書にはってしなければならない。この場合には、当該証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 第56条の3から第56条の6までの規定は、前項後段の場合に準用する。

第64条から**第67条**まで 削除

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第68条 自動車税の納税義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する事実の発生した日の翌日から起算して7日を経過する日まで(7日を経過する日までの間に道路運送車両法第7条、第12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に)、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 自動車が第57条の規定の適用を受けることとなったとき又は受けなくなったとき。

(3) 法第145条第3項(自動車税の納税義務者等)の使用者となったとき又は使用者でなくなったとき。

(4) (略)

2 前項の規定により申告書を提出した者が、その申告書を提出した後に道路運送車両法第7条、第

転登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

- 3 種別割の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(種別割に関する報告)

第71条 法第147条第1項(自動車税のみなす課税)に規定する自動車の売主は、法第177条の13第2項(種別割の賦課徴収に関する報告の義務)の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

(種別割の減免)

第72条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって種別割を減免することができる。

- 2 前項の規定によって、種別割の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第73条 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、種別割を減免することができる。

- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由

12条又は第13条の規定による登録の申請をするときは、その申請をした際に、施行規則で定める申告書を知事に提出しなければならない。

- 3 自動車税の納税義務者が、第1項又は前項の規定により申告書を提出した後において、その申告した事項に異動を生じたときは、前2項の例により申告書を知事に提出しなければならない。

(自動車税に関する報告)

第69条 法第145条第2項(自動車税の納税義務者等)に規定する自動車の売主は、法第152条第2項(自動車税の賦課徴収に関する報告の義務)の規定により知事から請求があった場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項について、別に知事が定めるところにより報告しなければならない。

(自動車税の減免)

第70条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において自動車税の減免を必要と認める者に限り、当該納税者の申請によって自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては納期限前7日までに、その他のものにあつては事由発生の都度、次に掲げる事項を記載した申請書に別に知事が定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

- 3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、その事由がやんだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第71条 知事は、身体障害者又は精神障害者が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもののうち、必要があると認めるもの(1台に限る。)に対しては、自動車税を減免することができる。

- 2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理

を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第74条 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、種別割を減免することができる。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第74条の2 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件の全てに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、種別割を減免することができる。

(1) 納付すべき種別割に係る徴収金（法第11条の9第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による種別割を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された種別割を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付して

由を証明する書類を添付して知事に提出するとともに、身体又は精神の障害の程度を証明する書類、運転免許証、自動車検査証その他知事が必要と認める書類を提示しなければならない。

(1)～(6) (略)

第72条 知事は、構造上専ら身体障害者等の利用に供するものと認められる自動車のうち、必要があると認めるものに対しては、自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法によって徴収されるものにあつては納期限前7日までに、証紙徴収の方法によって徴収されるものにあつては証紙をもってその税金を払い込むこととされている際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 第1項の規定によって自動車税の減免を受けた者は、構造変更等により減免を受ける理由がなくなった場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

第73条 知事は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項の規定による許可を受け、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第2条第4号の自動車を取り扱う者（以下「中古自動車販売業者」という。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものが、自動車税の賦課期日（以下この項において「賦課期日」という。）において、商品として所有し、かつ、展示している自動車（修理等のため展示できないものを除く。）で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受け、自動車検査証に記載された所有者名及び使用者名が当該中古自動車販売業者の名義と同一であるものに対しては、自動車税を減免することができる。

(1) 納付すべき自動車税に係る徴収金（法第11条の9第1項（自動車等の売主の第二次納税義務）の規定による自動車税を含む。）を滞納していないこと及び減免を受けようとする年度の定期に課された自動車税を納期限までに納付していること。ただし、滞納していること又は納期限までに納付しなかったことが、天災その他やむを得ない理由によるものである場合は、この限りでない。

(2)・(3) (略)

2 前項の規定によって自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に知事が定める書類を添付し

知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(種別割に係る督促)

第74条の3 知事は、種別割の納税者が納期限までに種別割に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第36条、第43条、第70条、第71条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)、第74条の10第1項から第3項まで(たばこ税の申告納付の手続)、第160条(環境性能割の申告納付)若しくは法第745条第1項(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)において準用する法第383条(固定資産の申告)の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

て知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(自動車税に係る督促)

第74条 知事は、自動車税の納税者が納期限までに自動車税に係る徴収金を完納しないときは、納期限後60日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

(1) (略)

(2) 第36条、第43条、第68条、第69条、第76条若しくは第93条又は法第72条の55第1項(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)、第74条の10第1項から第3項まで(たばこ税の申告納付の手続)、第122条第1項(自動車取得税の申告納付)若しくは法第745条第1項(道府県が課する固定資産税の賦課徴収等)において準用する法第383条(固定資産の申告)の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった者

2 (略)

附 則

(税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置としての法人の事業税の税率の特例)

第17条の2 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。)に対する事業税(平成28年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税(以下「暫定措置に係る法人の事業税」という。)に限る。)の額は、第31条第1項及び第3項並びに前条第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イ(事業税の納税義務者等)に掲げる法人(受託法人を除く。)

次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額	100分の0.3
各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年800万円以下 の金額	100分の0.5
各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額	100分の0.7

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分
によって各事業年度の所得を区分し、当該区分
に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算し
た金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400 万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400 万円を超える金額	100分の4.6

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次の表の左
欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所
得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲
げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400 万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400 万円を超え年800万円以下の金 額	100分の5.1
各事業年度の所得のうち年800 万円を超える金額	100分の6.7

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険
業に対する事業税（暫定措置に係る法人の事業税
に限る。）の額は、第31条第2項及び前条第1項第
2号の規定にかかわらず、各事業年度の収入金額
に100分の0.9を乗じて得た金額とする。

3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業
所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資
金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対す
る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）
の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に
掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額
とする。

(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人
（受託法人を除く。）次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の付加価値額に100分の1.2を乗
じて得た金額

イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を
乗じて得た金額

ウ 各事業年度の所得に100分の0.7を乗じて得
た金額

(2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.6を
乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度
の所得に100分の6.7を乗じて得た金額

第17条の3 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

(2) 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額に100分の0.9を乗じて得た金額

2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税（暫定措置に係る法人の事業税に限る。）の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.5

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。）、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。）並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で

引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

2 次に掲げる自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの)にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この項及び次項にお

<p>2 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、<u>前項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の重課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p>3 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前2項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。</p>	<p>いて「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(次項において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) <u>軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</u></p> <p>3 <u>エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</u></p> <p>4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるものうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、<u>第1項から第3項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあつては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p>5 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前各項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。</p>
---	---

<p>第21条 法第177条の7第3項(積雪地域の種別割の標準税率)に規定する自動車税の種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。</p> <p>2 運行できない期間が1月を超える地区に主たる定置場(第66条第3項に規定する主たる定置場をいう。)を有する自動車の所有者は、運行できない期間について別に知事が定める届出書を知事に提出することができる。</p> <p>第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第21条 法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。</p> <p>2 運行できない期間が1月を超える地区に主たる定置場(第60条第3項に規定する主たる定置場をいう。)を有する自動車の所有者は、運行できない期間について別に知事が定める届出書を知事に提出することができる。</p> <p>第22条 第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第3条 新潟県税条例の一部を次のように改正する。
 附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1

		自動車の区分	重課税率(年額)
(1) 乗用車	営業用	総排気量が1リットル以下のもの	8,600円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,700円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円
	総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	
	自家用	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円
総排気量が6リットルを超えるもの		127,600円	
(2) トラック	営業用	最大積載量が1トン以下のもの	7,100円
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円

		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	
	自家用	最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	
		最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	
	けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円
普通自動車に属するもの			16,600円	
自家用		小型自動車に属するもの	11,200円	
		普通自動車に属するもの	22,600円	
(3) バス	営業用	一般乗合用バス以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100円
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円
			乗車定員が80人を超えるもの	70,400円
	自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	
	乗車定員が80人を超えるもの	91,300円		
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	
		自家用	6,900円	
(5) 特種用途自動車	キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	27,100円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	

		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円
		総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円
	霊きゆう車		9,700円
乗用車に類するもの	営業用	総排気量が2リットル以下のもの	8,600円
		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円
	自家用	総排気量が2リットル以下のもの	33,900円
		総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円
		小型自動車に属するもの	13,200円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円
		小型自動車に属するもの	36,300円
三輪の小型自動車に類するもの			第4号に掲げる当該税率の額

附則別表第2

自動車の区分		重課税率(年額)
営業用	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円
自家用	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,900円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円

(新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第97号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、県民税の均等割、不動産取得税及び自動車税の環境性能割の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、県民税の均等割、不動産取得税及び自動車取得税の課税の免除の措置を講ずることにより、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)の設立及び活動を支援し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

<p>(自動車税の環境性能割の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する自動車税の環境性能割を免除することができる。</p>	<p>(自動車取得税の課税免除)</p> <p>第4条 知事は、特定非営利活動法人が設立の日以後3年以内に特定非営利活動事業の用に供する自動車について前条各号のいずれかに該当する取得をしたときは、当該取得に対して課する自動車取得税を免除することができる。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条並びに附則第3項及び第6項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「31年新条例」という。）第22条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「29年新条例」という。）第30条、第31条及び附則第17条から第17条の3までの規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第2条の規定による改正前の新潟県県税条例（以下「31年旧条例」という。）附則第17条の2及び第17条の3の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 29年新条例附則第20条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 31年新条例及び第4条の規定による改正後の新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

8 31年新条例及び第3条の規定による改正後の新潟県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

(証紙代金収納計器取扱者に関する経過措置)

9 31年新条例の施行の際現に31年旧条例第56条の3第1項の規定により証紙代金収納計器取扱者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該証紙代金収納計器取扱者の指定は、31年新条例第59条第1項の規定による証紙代金収納計器取扱者の指定とみなす。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

10 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（前条第1項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数(以</p>	<p>(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（前条第1項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数(以</p>

下この条において「増加雇用者数」という。)が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。)を新設し、又は増設した個人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した個人にあつては、6年以内)の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)、事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては、6年以内)に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

下この条において「増加雇用者数」という。)が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。)を新設し、又は増設した個人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した個人にあつては、6年以内)の各年の所得金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)、事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内(増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては、6年以内)に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 11 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 12 新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表(第7条関係)			別表(第7条関係)		
(略)			(略)		
新潟県県税条例 (平成18年新潟 県条例第10号)	<u>第63条第1項(同項第 4号に掲げる自動車の 取得に係る申請書を提 出する場合に限る。)及 び第73条第2項</u>	(略)	新潟県県税条例 (平成18年新潟 県条例第10号)	<u>第56条の7第1項(同 項第5号に掲げる自動 車の取得に係る申請書 を提出する場合に限 る。)及び第71条第2項</u>	(略)

(新潟県核燃料税条例の一部改正)

- 13 新潟県核燃料税条例(平成26年新潟県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
(課税地等)		(課税地等)	
第12条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の適用については、同条例第4条第1項中	<u>「(10) 固定資産</u>	第12条 核燃料税の賦課徴収に関する新潟県県税条例の適用については、同条例第4条第1項中	<u>「(11) 固定資産</u>
<u>「(10) 固定資産税」とあるのは (11) 核燃料税</u>		<u>「(11) 固定資産税」とあるのは (12) 核燃料税</u>	

<p>税 」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地（核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地）」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。</p>	<p>税 」と、同条例第8条第2項第2号中「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地」とあるのは「申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地（核燃料税に係る徴収金にあっては、発電用原子炉の所在地）」と、同条例第9条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは新潟県核燃料税条例（平成26年新潟県条例第71号）」と、同条第2項第1号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税、核燃料税」とする。</p>
--	--

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)

14 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例（平成27年新潟県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(県税の不均一課税) 第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、<u>第77条並びに附則第17条及び第18条</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。 (1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）及び同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するもの（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。）に係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるもの</p>	<p>(県税の不均一課税) 第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、<u>第77条及び附則第17条から第18条まで</u>の規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。 (1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）及び同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するもの（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。）に係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあっては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるもの</p>

をいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定による税率に2分の1を乗じて得た税率 (2)・(3) (略)	をいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率 (2)・(3) (略)
--	--

(新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 15 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての前項の規定による改正前の新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例の規定の適用については、なお従前の例による。

新潟県条例第9号

新潟県県税条例及び新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県県税条例の一部改正)

第1条 新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動後項」という。)に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「移動項」という。)が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
(自動車税の税率の特例)	(自動車税の税率の特例)
<p>第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの</p>	<p>第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。)、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。次項第3号において同じ。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。</p> <p>(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成16年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの</p>

新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- 2 次に掲げる自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第4項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第4項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第5号において同じ。）のうち、道路運送

新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- 2 次に掲げる自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定によ

車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(第4項第5号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)に適合するもの

3 (略)

4 次に掲げる自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成29年4月

り平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

3 (略)

<p>1 日から平成30年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1 台につき、附則別表第 1 の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</p>	
<p>6 附則別表第 1 の第 2 号に掲げるもの及び第 5 号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は、前各項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第 2 の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第 1 項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第 2 項及び第 4 項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第 3 項及び前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</p>	<p>4 附則別表第 1 の第 2 号に掲げるもの及び第 5 号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第 2 の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第 1 項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第 2 項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第 3 項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</p>
<p>7 (略)</p>	<p>5 (略)</p>

(新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）附則第20条第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。 (3) (略)</p>	<p>(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）附則第12条の2の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）附則第20条第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。 (3) (略)</p>
<p>(自動車取得税の課税免除等) 第 8 条 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が</p>	<p>(自動車取得税の課税免除等) 第 8 条 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除</p>

平成30年3月31日までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

- 2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

く。）が平成30年3月31日までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

- 2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「新県税条例」という。）附則第20条の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（調整規定）

- 3 第1条及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第8号）第1条の規定が同一の日に行われるときは、これらの規定により改正される新潟県県税条例の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで第1条の規定によって改正されるものとする。

（この条例の失効）

- 4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する新県税条例及び第2条の規定による改正後の新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

新潟県条例第10号

新潟県防災会議条例の一部を改正する条例

新潟県防災会議条例（昭和37年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（委員及び専門委員） 第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、 <u>26人以内</u> 及び <u>12人以内</u> とする。 2～4 （略）	（委員及び専門委員） 第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、4人以内、 <u>23人以内</u> 及び <u>10人以内</u> とする。 2～4 （略）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成30年 8 月24日までの間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第 5 項第 7 号及び第 8 号の規定により任命される新潟県防災会議の委員の任期は、新潟県防災会議条例第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとする。

新潟県条例第11号

新潟県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条の規定に基づき、同法附則第7条の規定により県が定める都道府県国民健康保険運営方針その他の重要事項を審議させるため、新潟県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第40条第1項に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者（国民健康保険法附則第10条第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。）を代表する委員 2人又は3人

2 委員は、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第12号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 1 条 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正規定の表中別表を別表第 2 とし、附則の次に 1 表を加える改正に係る部分を次のように改める。

<p style="text-align: center;">附 則 （略）</p> <p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立魚沼基幹病院</td> <td>南魚沼市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立燕労災病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2（第 3 条関係） (略)</p>	名 称	位 置	新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市	新潟県立燕労災病院	燕市	<p style="text-align: center;">附 則 （略）</p> <p>別表（第 3 条関係） (略)</p>
名 称	位 置						
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市						
新潟県立燕労災病院	燕市						

第 2 条 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (準備行為)</p> <p>2 <u>新潟県立燕労災病院</u>の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略) (準備行為)</p> <p>2 <u>新潟県立県央基幹病院</u>の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。</p>

(新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前														
<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立魚沼基幹病院</td> <td>南魚沼市</td> </tr> <tr> <td><u>新潟県立県央基幹病院</u></td> <td><u>三条市</u></td> </tr> <tr> <td>新潟県立燕労災病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市	<u>新潟県立県央基幹病院</u>	<u>三条市</u>	新潟県立燕労災病院	燕市	<p>別表第 1（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立魚沼基幹病院</td> <td>南魚沼市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立燕労災病院</td> <td>燕市</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市	新潟県立燕労災病院	燕市
名 称	位 置														
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市														
<u>新潟県立県央基幹病院</u>	<u>三条市</u>														
新潟県立燕労災病院	燕市														
名 称	位 置														
新潟県立魚沼基幹病院	南魚沼市														
新潟県立燕労災病院	燕市														

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、規則で定める日から施行する。
(準備行為)
- 2 新潟県立県央基幹病院の管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせるために必要な行為は、前項ただし書に規定する改正の施行前においても行うことができる。

新潟県条例第13号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(5) (略) (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する <u>母子健康包括支援センター</u> （助産師の場合に限る。） (7)～(9) (略)	(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(5) (略) (6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する <u>母子健康センター</u> （助産師の場合に限る。） (7)～(9) (略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第73号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、次条から第9条までに定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（運営規程）

第4条 障害福祉サービス事業者は、当該障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 秘密保持等に関する事項
- (2) 苦情解決に関する事項

（設備）

第5条 障害福祉サービス事業（療養介護に係る障害福祉サービス事業を除く。）を行う事業所に設けなければならない訓練・作業室の利用者1人当たりの床面積は、おおむね3平方メートル以上とする。

（健康管理）

第6条 障害福祉サービス事業者（療養介護に係る障害福祉サービス事業者を除く。）は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康診断を受けることの勧奨その他の健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第7条 障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該障害福祉サービス事業を行う事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

（暴力団等の排除）

第8条 障害福祉サービス事業者は、その事業の運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（多機能型事業所の規模に関する特例）

第9条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が10人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 3人以上
- (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 3人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
- (3) 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 5人以上

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第15号

新潟県点字図書館条例の一部を改正する条例

新潟県点字図書館条例（昭和39年新潟県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県視覚障害者情報センター条例</u>	<u>新潟県点字図書館条例</u>
(設置)	(設置)
第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を収集保存し、広く視覚障害者の利用に供し、その更生援護を行うとともに知徳の向上に努めるため、 <u>新潟県視覚障害者情報センター</u> （以下「 <u>センター</u> 」という。）を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。	第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を収集保存し、広く視覚障害者の利用に供し、その更生援護を行うとともに知徳の向上に努めるため、 <u>新潟県点字図書館</u> （以下「 <u>図書館</u> 」という。）を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。
(事業)	(事業)
第2条 <u>センター</u> は、次に掲げる事業を行う。	第2条 <u>図書館</u> は、次に掲げる事業を行う。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 点訳（文字を点字に訳すことをいう。）、 <u>朗読</u> 等を行う者の養成を行うこと。	(2) 点訳（文字を点字に訳すことをいう。）を行う者の養成を行うこと。
(3)～(5) (略)	(3)～(5) (略)
(6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>センター</u> の設置の目的を達成するために必要な事業	(6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>図書館</u> の設置の目的を達成するために必要な事業
(休館日)	(休館日)
第4条 <u>センター</u> の休館日は、次に掲げる日とする。	第4条 <u>図書館</u> の休館日は、次に掲げる日とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(使用料)	(使用料)
第6条 <u>センター</u> の利用に係る使用料は、無料とする。	第6条 <u>図書館</u> の利用に係る使用料は、無料とする。
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)
第7条 <u>センター</u> の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	第7条 <u>図書館</u> の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
2 前項の規定により指定管理者に <u>センター</u> の管理を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。	2 前項の規定により指定管理者に <u>図書館</u> の管理を行わせる場合における第5条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「ときは」とあるのは「ときは、あらかじめ知事の承認を得て」とする。
(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)
第8条 前条第1項の規定により指定管理者に <u>センター</u> の管理を行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第8条 前条第1項の規定により指定管理者に <u>図書館</u> の管理を行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(1) 第2条各号に掲げる <u>センター</u> の事業の実施に	(1) 第2条各号に掲げる <u>図書館</u> の事業の実施に

<p>関する業務 (2) <u>センター</u>の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(指定管理者の指定) 第9条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な<u>センター</u>の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>センター</u>の運営において、視覚障害者の平等利用が確保されること。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守して<u>センター</u>の管理を行うことができること。</p> <p>(3) <u>センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) <u>センター</u>の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</p> <p>(知事への委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、<u>センター</u>の管理に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>する業務 (2) <u>図書館</u>の施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(指定管理者の指定) 第9条 (略)</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らして最も適切な<u>図書館</u>の管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) <u>図書館</u>の運営において、視覚障害者の平等利用が確保されること。</p> <p>(2) 身体障害者福祉法その他の関係法令の規定を遵守して<u>図書館</u>の管理を行うことができること。</p> <p>(3) <u>図書館</u>の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られること。</p> <p>(4) <u>図書館</u>の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。</p> <p>(知事への委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、<u>図書館</u>の管理に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成29年 4月 1日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県安心こども基金条例の一部を改正する条例

新潟県安心こども基金条例（平成21年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>平成30年 6月30日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成29年 6月30日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
試験、検査等の種類			手数料の算定の単位	試験、検査等の種類			手数料の算定の単位		
(略)				(略)					
2	(1)	(略)		2	(1)	(略)			
		ス	粘度測定試験			(略)	ス	粘度測定試験	(略)
		セ エックス線 CT試験				1時間まで 1時間を超え1時間増すごとに			(略)
(略)				(略)					
備考 (略)				備考 (略)					

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第18号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成30年3月31日までにに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までにに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車ですべて平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車ですべて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が平成29年3月31日までにに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）ですべて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までにに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車ですべて平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第 6 条の規定に基づき、<u>法人の県民税及び事業税の不均一の課税の措置並びに不動産取得税の課税の免除の措置を講ずることにより</u>、新潟県における産業の立地を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第 1 条の 2 この条例において「<u>事業用家屋</u>」とは、<u>次条第 1 項に規定する産業立地促進地域内において事業の用に供する家屋（同項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が 1 億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数（以下「増加雇用者数」という。）が 3 人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。）をいう。</u></p> <p>第 2 条 （略）</p> <p><u>(法人の県民税の不均一課税)</u></p> <p>第 2 条の 2 <u>知事は、事業用家屋を新設し、又は増設した法人に対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第 2 条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第 2 条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に 2 分の 1 を乗じ</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第 6 条の規定に基づき、<u>事業税の不均一の課税の措置及び不動産取得税の課税の免除の措置を講ずることにより</u>、新潟県における産業の立地を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>第 2 条 （略）</p>

て得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内

(2) 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から6年以内

(事業税の不均一課税)

第3条 知事は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

(1) 事業用家屋を新設し、又は増設した個人 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）

ア 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内

イ 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋

(事業税の不均一課税)

第3条 知事は、産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋（前条第1項の規定による指定の日以後に新設又は増設の着手をしたもので、当該家屋その他規則で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴って増加する雇用者（日々雇い入れられる者を除く。）であって規則で定めるものの数（以下この条において「増加雇用者数」という。）が3人以上となるもののうち規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。）を新設し、又は増設した個人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後3年以内（増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した個人にあつては、6年以内）の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内（増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人にあつては、6年以内）に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。

を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する年以後 6 年以内

(2) 事業用家屋を新設し、又は増設した法人 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額 (県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)

ア 増加雇用者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から 3 年以内

イ 増加雇用者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した場合 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から 6 年以内

(対象事業)

第 5 条 前 3 条の規定は、産業立地促進地域内において行う事業が次に掲げる事業である場合に限り、適用する。

(1) (略)

(2) 漁業 (規則で定める水産動植物の養殖業に限る。)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(申告又は申請)

第 6 条 第 2 条の 2 の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、第 3 条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は第 4 条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申告し、又は申請しなければならない。

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、平成32年 3 月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地 (平成30年 3 月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、平成34年 3 月31日までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成35年 3 月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合であって

(対象事業)

第 5 条 前 2 条の規定は、産業立地促進地域内において行う事業が次に掲げる事業である場合に限り、適用する。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(申請又は申告)

第 6 条 第 3 条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は第 4 条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。

附 則

1 (略)

(この条例の失効)

2 この条例は、平成29年 3 月31日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

3 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地 (平成27年 3 月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地を除く。)において、平成31年 3 月31日までに事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成32年 3 月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合であって

は、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(平成30年3月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成35年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋の新設又は増設をした法人に対して課する法人の県民税、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第2条の2から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

は、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税並びに当該事業用家屋及び当該事業用地の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の失効前に取得し、又は借り受けられていた事業用地(平成27年3月31日以前に取得し、又は借り受けられていた事業用地に限る。)において、この条例の失効の際現に事業用家屋の新設又は増設の着手があり、平成32年3月31日までに当該事業用家屋が事業の用に供された場合にあつては、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税及び当該事業用家屋の取得に対して課する不動産取得税については、第3条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正、附則第3項の改正(「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「平成31年3月31日」を「平成34年3月31日」に、「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める部分に限る。)及び附則第4項の改正(「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「平成32年3月31日」を「平成35年3月31日」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設され、又は増設される事業用家屋及び施行日以後に取得される事業用地について適用し、施行日前に新設され、又は増設された事業用家屋及び施行日前に取得された事業用地については、なお従前の例による。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正)

3 法人の県民税の特例に関する条例(昭和50年新潟県条例第29号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～7 (略)</p>	<p>附 則 1～7 (略) <u>(産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税)</u> 8 知事は、県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号。以下「産業立地促進条例」という。)第2条第1項に規定する産業立地促進地域内において、事業の用に供する家屋(平成24年8月1日から平成29年3月31日までの間に新設又は増設に着手し、平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日までに当該事業の用に供したもので、当該家屋その他新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則(平</p>

成15年新潟県規則第43号。以下「産業立地促進条例施行規則」という。)で定める資産の取得価額の合計額が1億円を超え、かつ、当該事業の用に供したことに伴つて増加する雇業者(日々雇入れられる者を除く。)であつて産業立地促進条例施行規則で定めるものの数(以下「増加雇業者数」という。)が3人以上となるもののうち産業立地促進条例施行規則で定める基準に適合するものに限る。以下「事業用家屋」という。)を新設し、又は増設したものに対する次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める期間内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割額を、第2条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に4分の0.4を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることができる。

(1) 増加雇業者数が10人未満となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内(当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)

(2) 増加雇業者数が10人以上となる事業用家屋を新設し、又は増設した法人 当該事業用家屋を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から6年以内(当該期間の末日が平成29年3月31日後である場合には、同日の属する事業年度又は連結事業年度の末日まで)

9 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち、平成27年4月1日から平成29年3月31日までに事業用地(産業立地促進条例第4条に規定する事業用地をいう。)を取得し、又は借り受けていたものについては、前項の規定中「平成24年8月1日から平成29年3月31日まで」とあるのは、「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する最終の事業年度又は連結事業年度の末日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。

10 前2項の規定は、産業立地促進条例第5条に掲げる事業である場合に限り、適用する。

11 第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人は、規則で定めるところにより、知事に申告しなければならない。

12 知事は、第8項又は第9項の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受ける法人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(法人の県民税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 改正後の法人の県民税の特例に関する条例の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される事業用家屋について適用し、施行日前に新設され、又は増設された事業用家屋については、なお従前の例による。ただし、前項の規定による改正前の法人の県民税の特例に関する条例(以下「旧特例条例」という。)附則第9項の規定

は、適用しない。

- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧特例条例附則第8項の適用については、同項中「平成29年3月31日までの間に開始する」とあるのは「平成34年3月31日までの間に開始する」と、「4分の0.4」とあるのは「4分の0.4（平成31年10月1日以後に開始する事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額にあつては、1.8分の0.4）」と、「平成29年3月31日後」とあるのは「平成34年3月31日後」とする。

新潟県条例第20号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(寄宿料) 第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,030円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日ま でに納めなければならない。 2・3 (略)	(寄宿料) 第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額 <u>3,550円</u> 以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日ま でに納めなければならない。 2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条の規定は、この条例の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県条例第21号

新潟県屋外広告物条例の一部を改正する条例

新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(管理義務)</p> <p>第18条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修、除却その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(点検)</p> <p>第18条の2 <u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物等については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 規則で定める広告物等については、前項の点検は、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者が行わなければならない。</u></p> <p>(管理者の設置等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p>	<p>(管理義務)</p> <p>第18条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等を管理する者は、当該広告物等に関し補修その他必要な管理を行い、常に良好な状態に保持しなければならない。</p> <p>(管理者の設置等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 規則で定める広告物等については、前項の管理する者は、<u>法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関（以下「登録試験機関」という。）</u>が広告物等の表示又は設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他規則で定める者でなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第22号

義務教育学校の設置のための関係条例の整理に関する条例

(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和30年新潟県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは前項の職員のうち校長、<u>副校長</u>、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第24条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長、<u>副校長</u>及び教頭の職にあるものについては、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第29条の4 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) 教育職給料表</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教育職給料表(二) (略)</p> <p>備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校、<u>中学校及び義務教育学校</u>に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「教育職員」とは前項の職員のうち校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第24条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長及び教頭の職にあるものについては、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第29条の4 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 (第5条関係) 教育職給料表</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 教育職給料表(二) (略)</p> <p>備考 (1) この表は、市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する小学校<u>及び中学校</u>に勤務する教育職員並びに同条に規定する中等教育学校の前期課程に勤務する教育職員のうち、高等学校の教員の免許状を有しないもの及び中等教育学校の後期課程の教科を担当せず、かつ、進路指導その他当該中等教育学校の後期課程の業務に従事しないものに適用する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>別表第4 (第5条関係) 級別標準職務表</p>

イ (略)		イ (略)	
ロ 教育職給料表 (二) 級別標準職務表		ロ 教育職給料表 (二) 級別標準職務表	
職務の級	標準職務	職務の級	標準職務
1 級	小学校、中学校又は義務教育学校の助教諭、養護助教諭又は講師 (2 級の項第 2 号に掲げる講師を除く。)の職務	1 級	小学校又は中学校の助教諭、養護助教諭又は講師 (2 級の項第 2 号に掲げる講師を除く。)の職務
2 級	(1) 小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) 小学校、中学校又は義務教育学校の講師 (日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。)の職務	2 級	(1) 小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 (2) 小学校又は中学校の講師 (日本国籍を有しない者で、期限を付さない常勤の講師として任用されたものに限る。)の職務
特 2 級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	特 2 級	小学校又は中学校の主幹教諭の職務
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	3 級	小学校又は中学校の教頭の職務
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	4 級	小学校又は中学校の校長の職務
ハ・ニ (略)		ハ・ニ (略)	

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第 2 条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 (昭和46年新潟県条例第50号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。	(定義) 第 2 条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法 (昭和22年法律第26号) に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。
2 (略)	2 (略)

(職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 職員の特種勤務手当に関する条例 (平成12年新潟県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(教員特殊業務手当) 第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が 2 級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。	(教員特殊業務手当) 第32条 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が 2 級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
2 (略)	2 (略)
(多学年学級担当手当) 第33条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が 2 級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。	(多学年学級担当手当) 第33条 多学年学級担当手当は、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教頭 (職務の級が 2 級である者に限る。)、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める程度に及ぶときに支給する。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
2 (略)	2 (略)

<p>義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師のうち人事委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。</p>	<p>は中等教育学校の前期課程の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師のうち人事委員会規則で定める者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事した場合に支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(教育業務連絡指導手当)</p>	<p>(教育業務連絡指導手当)</p>
<p>第34条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。</p>	<p>第34条 教育業務連絡指導手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(兼務授業担当手当)</p>	<p>(兼務授業担当手当)</p>
<p>第37条 兼務授業担当手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p>	<p>第37条 兼務授業担当手当は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師又は実習助手が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 本務とする学校(小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校にあつては、本校及び分校はそれぞれ一の学校とみなす。)以外の学校における授業(本務とする学校と一貫した教育を施す中学校又は高等学校その他これらに相当するものとして人事委員会規則で定める学校における授業を除く。)、面接指導又は添削指導の業務</p>	<p>(2) 本務とする学校(小学校、中学校及び特別支援学校にあつては、本校及び分校はそれぞれ一の学校とみなす。)以外の学校における授業(本務とする学校と一貫した教育を施す中学校又は高等学校その他これらに相当するものとして人事委員会規則で定める学校における授業を除く。)、面接指導又は添削指導の業務</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第23号

新潟県給付型奨学金基金条例

(設置)

第1条 意欲と能力のある者が、経済的理由によって大学等への進学を断念することがないように、給付型の奨学金を給付するため、新潟県給付型奨学金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第1条関係）		別表第2（第1条関係）	
高等学校の名称	位 置	高等学校の名称	位 置
(略)		(略)	
新潟県立有恒高等学校	上 越 市	新潟県立有恒高等学校	上 越 市
(略)		新潟県立安塚高等学校	上 越 市
		(略)	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

新潟県条例第25号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年新潟県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
新潟県新潟警察署	新潟市中央区	新潟市中央区(新潟中央警察署の管轄する区域を除く。)			
新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区(信濃川左岸の区域に限る。)	新潟県新潟中央警察署	新潟市中央区	新潟市中央区(信濃川左岸の区域に限る。)
新潟県新潟東警察署	新潟市東区	新潟市東区	新潟県新潟東警察署	新潟市中央区	新潟市東区(江南警察署の管轄する区域を除く。) <u>及び中央区(新潟中央警察署及び江南警察署の管轄する区域を除く。)</u>
(略)			(略)		
新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区	新潟県江南警察署	新潟市江南区	新潟市江南区、東区(栗山、栗山1丁目から4丁目まで、石山、石山1丁目から6丁目まで、石山団地、江口、逢谷内の一部(大石排水路の南側の区域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の区域)、亀田中島4丁目、北山、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1丁目及び2丁目、新石山1丁目から5丁目まで、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の区域)、東明1丁目から8丁目まで、中島、中島1丁目及び2丁目、中野山、中野山1丁目から8丁目まで、西野、東中島1丁目から4丁目まで、東中野山1丁目から7丁目まで、南紫竹2丁目、もえぎ野1丁目から3丁目)

					まで並びに若葉町1丁目及び2丁目に限る。)及び中央区(鶉ノ子、姥ヶ山、姥ヶ山1丁目から6丁目まで、上沼(393番3、393番7、393番8、394番1、394番2、394番4から394番6まで及び395番1を除く。)、親松(1201番1、1201番4から1201番17まで、1201番21から1201番36まで、1204番1、1204番4から1204番28まで、1205番1から1205番16まで、1206番1から1206番6まで及び1207番5に限る。)、亀田早通、久蔵興野、京王1丁目から3丁目まで、高志1丁目及び2丁目、湖南、鐘木、清五郎、曾川、太右エ門新田、高美町、俵柳、長湯、長湯1丁目から3丁目まで、鍋湯新田、弁天橋通1丁目から3丁目まで、南長湯、美の里、山二ツ並びに山二ツ1丁目から5丁目までに限る。)
(略)			(略)		
新潟県新発田警察署	新発田市	新発田市 胎内市 北蒲原郡聖籠町(新潟北警察署の管轄する区域を除く。)	新潟県胎内警察署	胎内市	胎内市
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

(新潟県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 新潟県警察署協議会条例(平成13年新潟県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
警察署	警察署協議会の名称	警察署	警察署協議会の名称
新潟県新潟警察署	新潟警察署協議会	新潟県新潟中央警察署	新潟中央警察署協議会
新潟県新潟中央警察署	新潟中央警察署協議会	(略)	(略)
(略)	(略)	新潟県村上警察署	村上警察署協議会
新潟県村上警察署	村上警察署協議会	新潟県胎内警察署	胎内警察署協議会
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、平成29年 9月 1 日から施行する。